

技術革新○関西学院大学特定プロジェクト研究センター運用内規

2004年10月4日

常務委員会報告

(目的)

第1条 この運用内規は関西学院大学特定プロジェクト研究センター制度に関する規程(以下、「規程」という。)第4条第4項に基づき、各研究センターの設置、運営、廃止等に関する細目を定める。

(設置要件)

第2条 各研究センターは、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。

- 1 規程第4条第2項に定める専任教員等には客員研究員を含むことができる。
- 2 規程第6条第3項に定める研究代表者は本学専任教員とする。

(設置申請手続)

第3条 研究センターの設置を希望する場合は、別に定める「プロジェクト研究センター設置申請書」によって、本学専任教員である研究代表者は所属長の承認を得て学長に申請しなければならない。

- 2 研究センターに研究員として参加する本学専任教員は、別に定める「プロジェクト研究センター参加承諾書」により所属長の承認を得なければならない。

(設置申請書)

第4条 前条第1項の申請書は、次の各号の項目を含まなければならない。

- 1 名称（「関西学院大学○○研究センター」と称す。○○はプロジェクト名が入る。）
- 2 申請者（研究代表者）
- 3 構成員
- 4 目的
- 5 研究概要
- 6 研究計画
- 7 設置期間及び場所
- 8 物件管理責任者の承諾印
- 9 研究資金の概要
- 10 研究センター内規

(運営)

第5条 各研究センターは研究センター内規を定め運営するものとする。

2 研究センター内規の改廃については研究推進委員会の承認を要する。

(構成員の変更)

第6条 研究センター設置後、参加研究員(客員研究員を含む)に変更(追加、辞退)が生じた場合は、別に定める「プロジェクト研究センター参加研究員変更(追加・辞退)届」により研究支援センター会議の承認を得なければならない。

2 追加研究員の委嘱は申請書類に基づき研究支援センター会議の議を経て、学長が行う。

(廃止手続)

第7条 研究センターを廃止しようとするときは、別に定める「研究センター廃止申請書」によって、本学専任教員である研究代表者が学長に申請しなければならない。

(廃止申請書)

第8条 前条に定める申請書は、次の各号の項目を含まなければならない。

1 名称

2 申請者(研究代表者)

3 廃止の期日

4 廃止理由

(その他)

第9条 特定プロジェクト研究センター制度に関する規程の第4条第1項第3号に定める設置期間は、初年度は当該特定プロジェクト研究センター設置の日から当該年度の3月31日までとし、次年度以降は4月1日から3月31日までとする。

2 特定プロジェクト研究センター制度に関する規程の第11条に定める活動報告書のうち、初年度の活動報告書の対象期間は、当該特定プロジェクト研究センター設置の日から当該年度末までとする。

(主管事務)

第10条 この運用内規に関する事務は、研究推進社会連携機構事務部において行う。

(内規の改廃)

第11条 この運用内規の改廃は、研究推進委員会で決定する。

附 則

1 この運用内規は、2004年(平成16年)7月26日から施行する。

2 この運用内規は、2007年(平成19年)4月1日から改正施行する。

3 この運用内規は、2008年(平成20年)4月1日から改正施行する。

4 この運用内規は、2012年(平成24年)4月1日から改正施行する。

- 5 この規程は、2013年（平成25年）4月1日から改正施行する。
- 6 この規程は、2015年（平成27年）8月1日から改正施行する。
- 7 この規程は、2016年（平成28年）8月1日から改正施行する。